

方針・施策について

はじめに

- ・アンケート内容については集計・分析中であるほか、生物調査の結果や庁内調整の状況によっては、施策・取組の内容に修正が生じる可能性があります。
- ・具体性の高い内容については個別計画に委ねることとし、計画では今後の環境政策のよりどころとできるよう望ましい環境のあり方や環境施策の基本的な方向性を示すこととします。
- ・目標ごとに施策の効果・進捗の概観をつかむために指標を設定することとします。なお、指標については新たに検討したものだけでなく、関連計画との連携・整合を図るため、関連計画で運用されている指標についても、適宜活用することとしています。また、実績を直接的に把握することが困難なものについては、市民の行動・実感などを指標としています。
- ・環境に関する取組状況については、毎年度、把握・取りまとめを行い「環境基本計画年次報告書」として公表することとします。

目標1 脱炭素社会の構築

■指標

指標	備考
二酸化炭素排出量 (kt-CO ₂) ※1、2	—
エネルギー消費量 (TJ) ※1	—
太陽光発電設備導入量 (kW)	固定価格買取制度の対象となっている太陽光発電設備に関するデータを用いた指標（設備容量、発電量など） 【検討中】
地球温暖化を防止するための行動を実践している市民の割合 (%) ※2	省エネを意識した行動や省エネ家電の購入、太陽光発電設備の導入など地球温暖化を防止するための行動をしていることを確認するための指標
移動時のマイカー利用を控えている市民の割合 (%) ※2	徒歩・自転車・公共交通機関で移動が行われているかを確認するための指標
地球温暖化による危機を認識している市民の割合 (%) ※2	地球温暖化による危機を認識しているかを確認するための指標

※1 尼崎市地球温暖化対策推進計画で設定する目標・指標

※2 尼崎市総合計画における施策の進捗を把握するために設定されている指標

※3 尼崎市総合計画に基づくまちづくりの進み具合などを把握することを目的とした意識調査の結果

■方針・施策

方針① 消費するエネルギーを削減・脱炭素化します

市民生活や事業活動に必要なエネルギーについては、徹底的な省エネ対策により削減するとともに、可能な分野から消費するエネルギーは二酸化炭素を排出しないものに転換していきます。

施策ア 地球温暖化を防止する行動の実践・定着

- ・インセンティブを付与することで地球温暖化対策に関する知識を実際の環境配慮行動に移せるよう促します。

- ・省エネ診断の実施や取組メニューに関する情報提供などにより市民生活や事業活動に起因するエネルギー消費量や二酸化炭素排出量の削減するための行動を促します。

施策イ 省エネルギー型の設備の導入・建築物の建築

- ・消費するエネルギーを大幅に削減するだけでなく、消費エネルギーの収支をゼロとした建築物の普及を進めます。
- ・低炭素建築物や長期優良住宅の認定制度、建築物環境性能評価制度（CASBEE）の運用などにより環境負荷の少ない建築物の普及を進めます。

施策ウ 脱炭素エネルギーの利用

- ・電気については再生可能エネルギーを用いた発電が可能であることから、太陽光発電設備の導入や電化と併せて再生可能エネルギーで発電された電気の利用を推進します。
- ・水素は燃料時に二酸化炭素を排出しないため、燃料として利用できるなど様々な分野におけるエネルギーの脱炭素化に寄与するものと考えられ、燃料電池をはじめとする水素関連技術の普及を進めつつ水素需要の拡大につなげていきます。
- ・電化が困難な高温域での熱利用についてはメタネーションなどの技術開発の動向を注視していきます。

方針② エネルギー効率の高い都市に転換します

エネルギーの地産地消とエネルギー管理の観点をもったまちづくりを進めることで、効率的なエネルギー利用のできる都市に転換させていきます。また、本市はコンパクトな市域内に様々な都市機能が集まっており、自転車や公共交通機関での移動を中心とした自動車に依存しないまちづくりを進めることで、移動に必要なエネルギーの低減を進めます。

施策ア エネルギー管理の観点を活かしたまちづくり

- ・一定規模以上の開発が行われる場合には、街区内におけるエネルギー消費が最適化されるようエネルギー管理の観点を有する開発とするほか、創エネ機器などの分散型エネルギーリソースを導入することで災害時のレジリエンスを向上させるなど脱炭素化に関する取組を活かしつつ多様な付加価値を有する開発を進めます。
- ・電気と熱を同時に供給できるコージェネレーションシステムの導入により地域におけるエネルギー利用効率を高めることに加え、再生可能エネルギーなどによって発電した脱炭素エネルギーの地産地消・融通を進めることによって市内で消費されるエネルギーの脱炭素化を進めます。

施策イ 環境負荷の低い交通手段の利用・交通環境の整備

- ・自転車レーン・駐輪場の整備の整備や自転車のシェアリングサービスの普及により自転車の利用環境の向上を図るとともに、持続可能な地域交通体系を確保するため、モビリティ・マネジメントにより公共交通機関の利用を進めます。
- ・自動車の利用に伴う二酸化炭素排出量を削減するため燃費がよい自動車（エコカー）の普及を進めます。

方針③ 気候変動のリスクに備えます

気候変動により生じるおそれのある影響・被害の主な原因となる気温の上昇や降水パターンの変化を中心に対策を講じていくこととしますが、気候変動の影響・被害に関する情報が少ないことから、情報収集を行い、市内だけでなく、市民・事業者への情報提供を行いながら、適応策の意義・必要性について理解・認識を高めていきます。

施策ア 気候変動の影響・被害の理解・認識

- ・気候変動の影響・被害については情報が少ないため、国や関係機関などからの情報収集に努めつつ、その影響・被害について情報提供を行うことで、市民・事業者の適応策の理解を深めます。

施策イ 気温の上昇・降水パターンの変化への対応

- ・雨水を地下浸透させるため透水性舗装などを整備するほか、雨水を有効利用するための雨水貯留タンクの普及などにより局所的・短期的な大雨による雨水の河川・下水道への流入を抑制することで浸水被害などの水害を防止します。
- ・熱中症の予防や対策に関する啓発や注意喚起などにより熱中症の発生や重症化を防止します。

目標 2 循環型社会の構築

■指標

指標	備考
焼却対象ごみ量 (t) ※1、2	—
1人1日あたりの燃やすごみ量 (g/人・日) ※1、2	—
事業系ごみ量 (t) ※1	—
1人1日あたりの家庭系の食品ロス量 (g/人・日) ※1	—
廃棄物処理に係る不利益処分等の件数 (件) ※2	廃棄物処理に関する法令等に基づき勧告・命令等を受けた事業者の数を把握するための指標
ごみを発生させない取組を行っている市民の割合 (%) ※3	生ごみの削減やマイボトルの利用などごみを発生させない取組が行われているかを確認するための指標

※1 尼崎市一般廃棄物処理基本計画で設定する目標・指標

※2 尼崎市総合計画における施策の進捗を把握するために設定されている指標

※3 尼崎市総合計画に基づくまちづくりの進み具合などを把握することを目的とした意識調査の結果

■方針・施策

方針① ごみをできるだけ出さないようにします

3R (リデュース・リユース・リサイクル) の取組によりできるだけごみが出ないようにします。特に一般廃棄物についてはリデュースを最優先とする 3R により新たなごみ処理施設のコンパクト化が図れるよう取組を進めます。

施策ア リデュース・リユースの実践・定着

- ・家庭における廃棄される食品の見える化や宴会・会食時の食べきり・持ち帰りの呼びかけなどにより食べ残しや手つかず食品などの食品ロスの削減を進めます。また、余っている食品については福祉団体に寄付するなどにより有効活用し、福祉の視点からも食品ロスの削減を進めます。

- ・使い捨て型の生活の見直しを促すことでレジ袋やペットボトルなどの削減を進めるほか、店舗における包装の軽量化やマイボトルの利用促進などにより使い捨て容器の削減を通じてプラスチックごみの削減を進めます。
- ・リユースショップやスマートフォンアプリを活用したリユースサービスに関する情報提供などを行うことでリユースに取り組む機会を創出します。

施策イ リサイクルの推進

- ・紙資源のうち家庭から排出されるものについては現行の「紙類・衣類」の日での回収だけでなく、資源集団回収運動の活性化により回収量を増加させるとともに事業所から排出されるものについては紙資源業者との連携により分別排出・リサイクルの取組を促進します。
- ・生ごみ処理機の普及による生ごみの自主的なリサイクルの促進や有用金属を含む小型家電の効率的なリサイクル手法を検討し、実施します。

方針② ごみは適正に処理します

3Rに取り組んだうえでも残ったごみについては適正に処理をします。

施策ア 適正処理の更なる推進

- ・資源物の持ち去りを防止するためのパトロールなどの実施や違法な不要品回収業者を利用しないよう呼び掛けるなどにより適正なリサイクルを推進します。
- ・水銀を含む廃製品である蛍光灯などの処理困難物については安全で効率的な収集体制を検討し、適正な排出方法を周知していきます。
- ・産業廃棄物の排出事業者や処理業者への立入検査や指導などにより減量・資源化の促進や適正処理の確保を進めます。
- ・ごみを焼却する際に発生する排熱を発電に利用します。
- ・令和7年度に耐用年数を迎えるクリーンセンター第1工場については、施設の更新や維持管理に係るコストを削減するため、令和7年度に稼働を停止し、焼却施設をクリーンセンター第2工場に集約します。また、現行のごみ処理施設については老朽化が進んでいるため、令和13年度からの稼働を目指し、新たなごみ処理施設を整備します。

施策イ 地域環境の美化

- ・ポイ捨てごみが河川を經由して海洋ごみになっているとされていることから、陸域から海域へのごみ流出対策としてまちの美化活動を促進します。
- ・不法投棄の未然防止を図るため、パトロールの実施などにより監視体制を強化します。

目標3 自然共生社会の構築（尼崎市生物多様性地域戦略における審議も踏まえて検討）

■指標

指標	備考
緑の面積（ha）	法令等により確保されている緑の面積（都市公園、公共施設、生産緑地、開発事業緑化、工場緑化など）を把握するための指標
自然観察や自然保護活動に参加している市民の割合（%）※3	—
市内に農地が必要だと考えている市民の割合（%）※3	—
地産地消をしている市民の割合（%）※3	—
生物多様性の認知度（%）※4	—

※1 尼崎市生物多様性地域戦略で設定する目標・指標

※2 尼崎市総合計画における施策の進捗を把握するために設定されている指標

※3 尼崎市総合計画に基づくまちづくりの進み具合などを把握することを目的とした意識調査の結果

※4 尼崎市環境基本計画の改定時に実施する市民意向調査の結果

■方針・施策

方針① 自然からの恵みを活かします

自然からの恵みを支える生物多様性について理解するとともに、その恵みをまちづくりに活かしていきます。

施策ア 生物多様性への理解と配慮行動の実践・定着

- ・生物多様性を保全していくためには、生物の生息・生育状況の把握が不可欠となることから、基礎的な調査を定期的実施するとともに、情報を蓄積・発信していきます。
- ・尼崎市における生物多様性の特徴や自然・生物の大切さを体感できる自然観察会などの自然と触れ合い、学ぶ機会を設けます。また、市民や事業者と連携した生物多様性の保全に関するモデル的な取組の実施を検討します。
- ・ペットや園芸種の野生化が地域の生物多様性に影響を及ぼしている場合があるため、動植物を適切に飼養・栽培することの必要性を啓発します。
- ・生物多様性の保全などに配慮して生産された商品を消費者が選択できるようエコラベルや有機農法などの環境保全型農業によって生産された農作物の普及を進めます。

施策イ 農地の保全・活用

- ・農地は農作物の生産場所としてだけでなく、生物の生息・生育環境としても重要であることから生産緑地への指定や市民農園の整備・活用などの多様な手法により都市に残された農地の保全を図ります。
- ・農作物の生産・販売などに必要となる資材などに補助を行うことで農業経営の支援を行います。また、尼崎市産の野菜を「あまやさい」としてブランド化し、広く周知するとともに、地産地消を促進していきます。

施策ウ 自然を活用した社会課題の解決

- ・公園や街路樹などを適切に保全・維持管理することで、雨水浸透・雨水貯留機能を向上させ下水道の負荷を軽減するとともに、緑陰の形成や蒸散作用などによるヒートアイランド現象

の緩和や暑さ対策に資する取組としていきます。

- ・農地を災害発生時に一時避難や負傷者の応急処置の場として使用できるよう防災協力農地として防災面からも活用していきます。

方針② 生物の生息・生育場所を保全・創出します

尼崎市は都市化が進んでおり、生物の生息・生育場所が少ないため、生物の生息・生育に配慮された緑地・河川水辺を増やしていきます。

施策ア 緑地・河川水辺の保全・創出

- ・河川や河畔林、社寺林、田畑など過去から存在している自然については、過去の自然の様子を把握する手がかりになるなど、尼崎市の自然の基本的な要素として保全していきます。また、現存する貴重な大木や樹林を保護するために保護樹木や保護樹林として指定を行います。
- ・緑地や河川水辺については身近に自然を感じることができ、生物と触れ合うことができる場となるよう連続性に配慮しつつ生物の生息・生育環境に配慮した維持管理を行います。特に市外からの生物の流入が見込める河川や過去から残存する樹林である猪名川自然林・佐璞丘、生物多様性に配慮した整備が行われている尼崎の森中央緑地などについては重点的に生物の生息・生育環境に配慮した維持管理を行います。
- ・開発が行われる場合にはその場所にある自然的要素を活かすとともに、開発時に設けられる緑地の質を上げていくなどの仕組みを検討します。

施策イ 地域性に配慮した自然環境の保全

- ・地域に固有の希少な生物の生息・生息環境を保全するとともに生態系や人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす侵略的外来種については防除を行います。
- ・植栽を行う際には、生態系に悪影響を及ぼす外来種などを用いないよう配慮するほか、在来種の活用を検討することで地域の生態系に配慮します。

目標 4 安全で快適な生活環境の保全

■指標

指標	備考
大気汚染に関する環境基準の達成率 (%) (NO ₂ 、PM _{2.5})	大気環境に関する指標として NO ₂ と PM _{2.5} の環境基準の達成率を把握するための指標 (毎年度)
水質汚濁に関する環境基準の達成率 (%) (BOD・COD)	水環境に関する指標として BOD・COD の環境基準の達成率を把握するための指標 (毎年度)
騒音に関する環境基準の達成率 (%) (自動車、新幹線、航空機)	静けさに関する指標として自動車、新幹線、航空機の環境基準の達成率を把握するための指標 (毎年度)
行政処分件数 (件) ※ ¹	公害規制に関する法令等に基づき勧告・命令等を受けた事業者の数を把握するための指標 (毎年度)
過去に比べ公害が問題ではないと考える市民の割合 (%) ※ ²	公害に対する実感の変化を把握するための指標 (次期改定作業時)

※¹ 尼崎市総合計画における施策の進捗を把握するために設定されている指標

※² 尼崎市環境基本計画の改定時に実施する市民意向調査の結果

■方針・施策

方針 空気・水・土・静けさを大切にします

大気環境や水環境などの状況について監視するとともに、事業所・解体現場への立入検査などにより環境汚染の未然防止に努めます。

施策ア 大気環境の保全

- ・大気環境の状況を監視するとともに、大気汚染を防止するため事業所・解体現場への立入検査を行い、必要に応じて指導を行います。
- ・エコカーの普及に努めるとともに、自動車から公共交通機関への転換の取組を進めることで、過度な自動車利用の抑制に努めます。
- ・建築物の解体・改修時におけるアスベスト飛散防止対策について立入検査などにより必要に応じて指導を行います。

施策イ 水環境の保全

- ・河川や地下水などの水環境の状況を監視するとともに、水質汚濁を防止するため、事業所への立入検査を行い、必要に応じて指導を行います。
- ・河川・海域における水環境の向上を図るため、下水道の適切な維持管理を行います。

施策ウ 静けさの確保

- ・自動車や新幹線、航空機による騒音・振動の状況を把握するとともに、必要に応じて国や事業者に対して発生源対策や安全対策などを要望します。
- ・事業所・解体現場からの騒音・振動については、立入検査を行い、必要に応じて指導を行います。

施策エ 土壌・地盤環境の保全

- ・土壌汚染の原因となる有害物質の使用や保管について、事業者への指導を行うとともに、土壌汚染が判明した際には適切な対策を指導します。
- ・地盤沈下を未然に防止するため、地盤変動量や地下水位を把握します。

施策オ 公害の歴史の継承・環境に関する情報発信

- ・公害の歴史を二度と繰り返さないようにするため、これまでの経験や取組を次世代に引き継ぎます。
- ・これまでに蓄積してきた大気環境や水環境などに関する情報を整理したうえでわかりやすく発信することで過去からの汚染の推移や現状についての理解を深めます。

施策カ 有害物質・環境リスクへの対応

- ・有害化学物質による環境リスクの低減を図るため、事業者に対して適正保管や適正処分を指導します。
- ・最新の科学的知見や環境に対するリスクなどの情報を収集し、基準への追加が検討されている物質や環境への影響が懸念される物質の調査研究などを行います。
- ・環境基準を達成できていない項目については、その原因や環境改善のための対策に関する情報の収集などに努めます。

目標5 経済のグリーン化

■指標

指標	備考
二酸化炭素排出量あたりの市内総生産（億円/kt・CO ₂ ）	市内における経済活動が二酸化炭素排出量の削減と両立しながら行われているかを把握する指標（毎年度）
最終処分量あたりの市内総生産（億円/t）	市内における経済活動が資源を無駄にせずに行われているかを把握する指標（毎年度）

■方針・施策

方針① 環境配慮型のモノ・サービスを消費・普及します

本市は大量の資源・エネルギーを市外から調達することで経済活動を維持しており、市外のような環境に影響を及ぼしていることから、取引されるモノ・サービスを環境配慮型のものに変えていくことで、経済のグリーン化を進めていきます。

施策ア 環境配慮型のモノ・サービスの消費

- ・環境や社会にも配慮した経済活動であるエシカル消費という考え方を普及させ、モノ・サービスの消費を通じて経済のグリーン化を進めます。
- ・環境に配慮されたモノ・サービスの導入の支援を通じて、環境・エネルギー分野における需要の創出を図ります。
- ・事業者による環境への取組の発信と市民の理解を深めるため、ものづくり現場や取組を見学できる機会を設けます。

施策イ 環境配慮型のモノ・サービスの普及

- ・グリーントランスフォーメーションの実行、循環経済やネイチャーポジティブ経済への移行といった動きを的確に捉え、省エネ性能や資源の利用効率・循環効率の高い環境配慮型のモノ・サービスの開発・販売を支援します。

方針② 環境に配慮した事業活動をします

事業活動そのものに環境への配慮を組み込むことで経済的な価値だけでなく、社会的な価値を生み出していきます。

施策ア 環境配慮経営の実践

- ・グリーントランスフォーメーションの実行、循環経済やネイチャーポジティブ経済への移行といった動きを機会と捉え、環境技術の開発や EGS 投資の呼び込みを支援することで環境配慮経営の普及を進めます。
- ・環境問題を取り巻く状況の変化に対応するにあたっては、資金だけでなく情報・知識も求められることから、資金面からの支援だけでなく、情報提供なども含めたきめ細かな取組を講じていきます。

施策イ 環境影響評価制度の運用

- ・環境影響評価制度の適切な運用を通じ、大きな建物の建設など一定規模以上の事業の実施に際しては、持続可能なまちづくりにも資する事業となるよう事業者自らによる適正な環境配慮を促進します。

目標6 環境意識の向上・行動の輪の拡大

■指標

指標	備考
あまがさき環境オープンカレッジの開催する講座・イベントへの参加者数（人）※ ¹	—
あまがさき環境オープンカレッジの開催する講座・イベント数（数）	—
あまがさき環境教育プログラム実施校（校）※ ¹	本市独自の小学生向けの環境教育プログラムを受講した学校の数把握するための指標（校）
環境に関する学習・イベントに参加している市民の割合（%）※ ²	—

※¹ 尼崎市総合計画に基づくまちづくりの進み具合などを把握することを目的とした意識調査の結果

※² 尼崎市環境基本計画の改定時に実施する市民意向調査の結果

■方針・施策

方針①環境問題を知り、行動します

様々な環境問題の現状や原因を知り、行動につなげていきます。

施策ア 効果的・効率的な情報提供・交換

- ・世代別の行動様式なども加味しつつ、紙媒体やHPだけでなくSNSなども活用することでより多くの人に情報を効果的・効率的に発信します。
- ・市民や市民団体、事業者などとの交流の機会の充実を図り、環境に関する情報の交換や共有を促します。

施策イ 関心・理解の度合いに応じた環境学習・啓発の実施

- ・あまがさき環境オープンカレッジを中心として、気軽に学べる入門的な内容から大学などと連携した専門的かつ最新の内容について学べる機会を提供します。また、座学による学びだけでなく、必要に応じて屋外での学びを実施することで理解を深めます。

施策ウ 環境教育の充実

- ・本市独自の小学生向けの環境教育プログラムである「あまがさき環境教育プログラム」に基づく環境教育を普及するほか、必要に応じて内容の見直しや対象者の拡大についても検討します。

施策エ 環境保全活動の支援

- ・環境活動団体の活動の活性化を図るため講師の派遣や環境保全活動に必要な費用に対する補助などを行います。
- ・環境に関心のある人が実際に活動を行うためのきっかけ作りや仲間作りを支援することで新たに環境活動に携わる市民を増やします。

施策オ 環境保全活動の担い手の育成

- ・あまがさき環境オープンカレッジを中心として、環境に関する情報交換や交流の機会をつくることで、担い手を発掘するほか、人材を育成するための講座を開催します。

方針② 多様な主体と連携し、様々な場面に環境の視点を取り入れます

環境保全活動を広がりのあるものとするため、多様な主体の参画や経済・社会に関する取組との連携を進めます。

施策ア 多様な主体との連携・ネットワークの拡大

- ・様々な視点から環境問題に取り組めるよう環境分野以外の市民団体や専門家、企業などと連携し、環境問題に取り組む主体の裾野を広げるとともに、分野を越えたネットワークを築いていきます。

施策イ マルチベネフィットを意識した取組の実践

- ・環境に関する課題と経済・社会に関する課題は関連している場合があり、環境に関する課題の解決が他の課題を生み出したりすることがないようにするほか、労力・資金を効果的・効率的に活用するために課題の同時解決を意識した取組を検討していきます。